

狩猟免許取得費用の補助

▼問合せ 農政課
☎ 59-6671

近年、イノシシ及びニホンジカによる農作物被害報告や住宅近辺での目撃情報が寄せられています。一方、捕獲の担い手は、高齢化により不足している状況です。

担い手不足解消のため、狩猟免許取得（わな猟）に係る費用の一部を補助します。

なお、補助を受けて狩猟免許を取得いただいた方には、町の有害鳥獣捕獲にご協力いただきます。

※イノシシ及びニホンジカの捕獲は、狩猟免許の保有、かつ町からの許可がないと行えません。

【補助対象】 狩猟免許試験料（わな猟）

診断書作成料

事前講習会受講料

【補助率】 1/2

戦没者等のご遺族の皆様へ

▼問合せ 健康いきいき課
☎ 62-0716

第11回特別弔慰金を交付します。

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

請求期限 令和5年3月31日まで

※請求期限を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができなくなります。
請求書類 健康いきいき課社会福祉担当までご請求ください。請求者により書類の種類が異なります。
※支給対象者等の詳細については、お問い合わせください。

「男女共同参画週間」

▼問合せ 地域支援課
☎ 62-2152

毎年6月23日から29日までは「男女共同参画週間」です。

職場や家庭内など身近に性別による役割分担がありませんか。性別によって能力や役割を決め付けず、みんなが個性と能力を発揮できる社会を実現しましょう。

納税は期限内に

▼問合せ 税務課
☎ 62-2153

令和2年度町県民税納税通知書を発送します。第1期の納期限は6月30日（火）です。期限内の納付をお願いします。

町県民税は、その年の1月1日現在に居住していた市町村において、前年中の所得金額に応じて課税される税金です。

社会調査へのご協力をお願いします

▼問合せ 健康いきいき課
☎ 62-0716

毎年6月1日を基準日として、民生委員児童委員が担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するため、各家庭を訪問し、それぞれのご家庭の状況を伺う社会調査を実施しています。

調査結果は、町の福祉施策の基礎資料として活用させていただくものです。個人のプライバシーは固く守りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

明るい社会をめざして

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

▼問合せ 健康いきいき課
☎ 62-0716

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

町では、今年度も保護司及び更生保護女性会の皆さんによる街頭キャンペーンを7月に実施予定です。

嵐山町B&G海洋センター プール開設を中止します

▼問合せ 教育委員会事務局
☎ 62-0824

B&G海洋センター
☎ 62-5121

嵐山町B&G海洋センターでは、例年夏季にプールを開設していますが、諸般の事情を鑑み、令和2年度については開設を中止します。

埼玉県B&G水泳大会の中止

▼問合せ 教育委員会事務局
☎ 62-0824

毎年7月に開催していました埼玉県B&G水泳大会ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の終息が見通せないことから中止となりました。

嵐山夏まつりの中止

▼問合せ 商工会
☎ 62-2895

毎年8月第1土曜日に開催していた嵐山夏まつりですが、新型コロナウイルス感染症拡大の終息が見通せないことから中止となりました。

医療・保険・年金

国民健康保険の保険証の更新時期が変わります

▼問合せ 町民課
☎ 62-2154

国民健康保険の保険証の一次更新時期が、今年度から8月1日になり、有効期限も翌年7月31日までにあります。
高齢受給者証と保険証が一体化

70歳から74歳の人には、保険証のほかに高齢受給者証（黄色）を交付していましたが、8月から、「保険証」と「高齢受給者証」は1枚になります。新しい保険証が届きましたら、お持ちの保険証は役場まで返却していただくか、ご自身で廃棄してください。

ブロック塀等撤去費の補助

▼問合せ まちづくり整備課
☎ 62-0721

民地の樹木が倒れると、道路が通行止めになる等の交通障害が発生し、危険な状態になります。
一見丈夫そうな樹木でも生茂った枝葉の重さで風雨に耐えられず、突如、倒れてしまうケースもあります。
宅地の生垣も道路に伸びていると通行の妨げになり、特に通学路の場合は危険です。
樹木や生垣の適切な維持管理をするようお願いします。



6月1日から通学路沿道等の、倒壊の恐れがある危険ブロック塀等を撤去する工事費用の一部を補助します。なお、補助は予算の範囲内となります。詳しくは町ホームページをご覧ください。だくか、お問い合わせください。

通知カード制度の廃止

▼問合せ 町民課
☎ 62-2154

法改正により、マイナンバーを確認するための「通知カード（紙のカード）」が廃止になりました。

今後は、氏名・住所等に変更が生じても変更事項の記載ができません。また、紛失等による再交付もできません。マイナンバーカード（顔写真付プラスチックカード）への切り替えをお願いします。

マイナンバーカードは、それ1枚でスムーズに本人確認ができ、これからさまざまな場面での利用が見込まれます。

・マイナポイントの予約
・健康保険証としての利用
（令和3年3月から（予定））

平日の窓口を延長

マイナンバーカードの申請・交付等を行います

▼問合せ 町民課
☎ 62-2154

日時 6月25日（木）
17時15分～19時
マイナンバーカードの申請、カードの交付、電子証明書の更新業務を行います。窓口で申請用の写真撮影のサー

空き地等の草木の適正な管理をお願いします

▼問合せ 環境課
☎ 62-0719

ビスも行います（無料）。できるだけ事前にお電話で予約をお願いします。平日の業務時間内に来ることが難しい方は、ぜひご利用ください。



空き地や空き家等の所有者または管理者は、敷地内の雑草を繁茂させないよう、また庭木が隣の敷地や道路にまで影響を与えないよう、適正に管理しなければなりません。適正管理が行われないと、周辺住民の生活環境の悪化を招くこととなります。

空き地等の放置による環境悪化の例

- ・隣接地にまで雑草や木の枝が伸びて、ご近所迷惑となる。
- ・草木が茂ると農作物や人に対する害虫の発生場所となる。
- ・雑草の花粉等によるアレルギーの原因となる。
- ・ごみを不法投棄されてしまう恐れがある（悪臭等の原因）。
- ・交差点などの角地では、草丈が伸びて見通しが悪くなり、交通事故につながる恐れがある。
- ・タバコの投げ捨てや放火による枯れ草火災の原因となる。

国民健康保険証と高齢受給者証を持つ人（70～74歳）	国民健康保険証の有効期間
国民健康保険証と高齢受給者証が一体化されます。令和2年7月31日まで黄色 令和2年8月1日から桃色の1枚に	令和2年度以降、毎年8月1日から翌年7月31日までに変わります。（桃色）